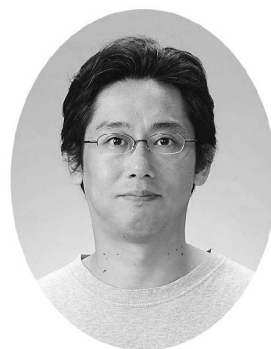


書面添付制度をご存知ですか？



小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林光男税理士事務所
税理士

平成21年5月15日に国税庁より書面添付制度の事務運営指針が公表され下記のような変更が行われました。

〔質問1〕

そもそも書面添付制度とはどのような制度ですか。今回どのように変わるのですか？

〔回答〕

1. 書面添付制度とは

それではまず書面添付制度がどのような制度なのか説明していきましょう。書面添付制度とは、書面添付制度（税理士法33条の2）と意見聴取制度（同法35条）を総称したもので、平成14年4月1日より新たにスタートしました。この制度は、税理士・税理士法人が作成した申告書について、

その作成内容を税理士等が、どのような項目について、どの資料を、どの程度確認して、どのように検討・判断したのかを記載した書面を添付するものです。さらに、相談を受けた事項等の記載をすることもできます。

また、税務に関する職業専門家の税理士が責任を持って計算し、整理し、又は相談に応じた事項については、税務官庁もこれを尊重することにより税務行政の円滑化と簡素化を図ることができます。つまり、この制度の目的は税理士が申告書を作成するにあたり、どの程度の関与度合いがあり、どのような過程で作成されたのか、決算書の数字



の作成根拠や数字に表れないことを記載することにより申告書の信頼性を高めることにあります。

2. 書面添付制度のメリット

では、書面添付制度を活用すると納税者にはどのようなメリットがあるのでしょうか。

まず、事前通知と意見聴取制度です。書面添付制度には、上記のように税理士の責任範囲の明確化、税務行政の円滑化という大きな目的がありますが、その他に税務調査の事前通知と税務調査前の意見聴取制度があります。通常、税務調査が実施される場合には、税務署より直接連絡が入り、調査日程等の打合せを行うことになります。しかし、添付書面の提出があった申告に税務調査を行う場合には、税理士に税務調査を実施したい旨の事前連絡が入ります。同時に、提出した添付書面に記載された事項について税理士が意見を述べる機会（意見聴取）が与えられます。この意見聴取により結果として、調査の短縮や省略になる可能性もあります。つまり、税理士が税務調査の実施前に提出した添付書類の記載事項について、税務署に対して説明や意見を述べることによって、実際の税務調査が短縮や省略になる可能性があるのです。

つぎに、決算の精度向上です。書面添付制度は税理士が記載して提出するものです。税務官庁との信頼関係に基づき成り立っている制度であり、一定の基準以上の申告書にのみ添付されます。従って、書面添付をしない申告書は税理士が何かしらの不安を抱いている可能性があると考えられます。例えば、「普段の記帳処理の状況や資料の保管状況などに改善の余地がある」などです。税理士会より書面添付用のチェックシートなどの参考資料が発行されておりますので、これらの資料を活用して記帳・決算の精度向上をはかることができます。

3. 平成21年5月15日に公表された書面添付制度の事務運営指針

書面添付制度とは上記のような制度です。では今回どのように変わるのでしょくか。平成21年5月15日に国税庁より書面添付制度の運営にあたっての基本的な考え方及び事務手続き等について（事務運営指針）が公表されました。下記に公表された指針のポイントを記載します。

（趣旨）

書面添付制度（税理士法の平成13年度改正によ



り、従来の更正前の意見陳述に加えて、法第33条の2の書面が申告書に添付されている場合において、納税者に税務調査の日時、場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、法第30条の書面を提出している税理士又は税理士法人に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えることとされたものをいう。以下同じ。)を適正に運用し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図っていくためには、書面添付制度の一層の普及・定着を図る必要があることから、日本税理士会連合会と協調して、その普及等に取り組むこととしている。

この普及策の一つとして、日税連においては「添付書面作成基準(指針)」を定めたところであり、それを踏まえ、国税庁においては、法第35条第1項に規定する意見聴取(以下「意見聴取」という。)を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合に、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を原則として書面により通知することとしたことから、所要の整備を図るものである。

第2節 意見聴取の実施

1 事前通知前の意見聴取の実施

統括官等は、申告書に添付書面の添付がある法人に対し実地調査を指令する場合には、事前通知を行わないこととしたときを除き、事前通知を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。

なお、法第33条の2第1項に規定する添付書面の1面「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄から3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の1面「1 相談を受けた事項」欄から3面「5 その他」欄に全く記載がないものは、法第33条の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されて

いないものであり、添付書面に該当しないものであるから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。

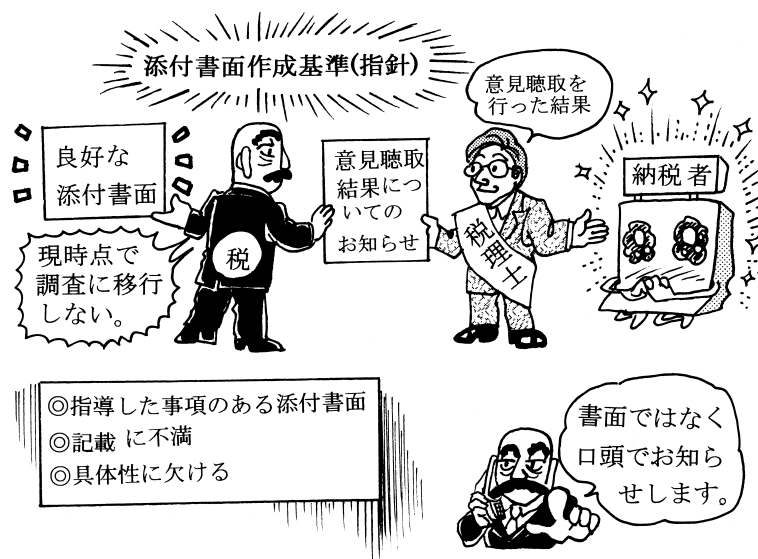
5 意見聴取結果の税理士等への連絡

意見聴取を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う。ただし、次に掲げるものに該当する場合には口頭(電話)により行う。

なお、口頭(電話)により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、意見聴取結果についてのお知らせを送付しない理由を併せて説明し、じ(爾)後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。

| | | | |
|---|---|-----|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> □□□-□□□□ _____ 様 </div> | 第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 | | |
| _____ 税務署長 財務事務官 印 | | | |
| 意見聴取結果についてのお知らせ | | | |
| <p style="font-size: small;">税務行政につきましては、日ごろから協力いただきありがとうございます。</p> <p style="font-size: small;">さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に關し、あなた(貴法人)に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告(税)について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。</p> <p style="font-size: small;">なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。</p> | | | |
| 記 | | | |
| 納税者名 _____ | | | |
| 納税地 _____ | | | |
| <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">担当者</td> <td style="width: 50px; height: 15px;"></td> </tr> </table> 電話 _____ 内線 (_____) | | 担当者 | |
| 担当者 | | | |

課税上の指摘事項があるもの又は更正や修正申告のしょうよう(懲憑)には至らないが、じ(爾)後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関し



て指導した事項があるもの

法第33条の2第1項に規定する添付書面の2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の2面「3 審査した主な事項」欄及び3面「4 審査結果」欄に記載がないもの

に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、に準ずると認められるもの

上記の太字で表記されている部分にあるように、公表された指針で大きく変わった点は次の通りです。

- ① 記載内容が良好な添付書面について法第35条第1項に規定する意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合は、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を原則として、書面（「意見聴取結果についてのお知らせ」）により通知することが明記されたこと。
- ② 法第33条の2第1項に規定する書面の「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載される事項」欄から「5 その他」欄に全く記載のないものは、税理士法に規定する添付書面とは認められず意見聴取等を行う必要が無いことが明記され

たこと。

- ③ 意見聴取後に調査に移行しない場合には、原則として書面「意見聴取結果についてのお知らせ」により税理士等に連絡するが、次に該当する場合は、口頭（電話）により行われること。
 - I. 課税上の指摘事項があるもの又は更正や修正申告のしょうよう(愆憑)には至らないが、じ(爾)後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項があるもの
 - II. 法33条の2第1項に規定する添付書面の2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び3面「5 その他」欄又は法33条の2第2項に規定する添付書面の2面「3 審査した主な事項」欄及び3面「4 審査結果」欄に記載がないもの
 - III. ②の各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備があるか、又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められるもの

従来から書面添付制度は、税務調査の簡略化や省略の可能性があることから納税者にとってたいへんメリットのある制度でした。今回の指針の公表で制度の運用がよりいっそう明確化されたことによって、制度を有効に利用すれば納税者にますますメリットをもたらすことになると思います。